

「（仮称）行田市子ども・子育て支援事業計画」骨子（案）

第1部 総論

第1章 策定の考え方

1 計画策定の背景と趣旨	計画策定の背景及び趣旨について記載します。
2 計画の位置づけ	計画の性格・位置付け及び計画の構成について記載します。 ・「子ども・子育て支援法」に基づく、子ども・子育て支援事業計画であること。 ・「次世代育成支援対策推進法」に基づく、次世代育成支援行動計画であること。
3 計画の期間	平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。
4 計画の対象	子どもとその家庭を中心に、地域を構成するすべての個人と団体を対象とします。

第2章 本市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況

1 人口・世帯等	本市の人口や世帯、出生率の推移をグラフ等を用いて記載します。
2 子育て支援サービスの状況	保育の状況や各種サービスの利用状況について記載します。
3 子ども・子育て家庭を取り巻く環境の変化	母子・父子家庭の世帯数や児童虐待相談件数等の推移をグラフ等を用いて記載します。
4 子育てをめぐる状況と課題	平成25年度に実施したニーズ調査より、親の就労や家庭をめぐる状況について記載します。

第3章 計画の考え方

1 基本理念	子ども・子育て支援施策における基本理念を記載します。
2 基本的視点	計画を推進するうえでの基本的な視点を記載します。

第2部 各論

第4章 計画の内容

1 子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項	・教育・保育の提供区域の設定 ・幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制 ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 ・幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保
2 子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項	・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 ・労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 ・子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携など

第5章 施策・事業の展開

1 計画の体系	大項目・中項目・小項目（事業）の関連を示す体系図を記載します。
2 施策・事業の展開	取組みの方向性や具体的な事業の概要等（数値目標を含む）を記載します。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制	計画の推進体制や関係機関・団体等との連携について記載します。
2 計画の進行管理	PDCA サイクルについて記載します。

(仮称) 行田市子ども・子育て支援事業計画 骨子(案)

目次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨……………
- 2 計画の位置づけ……………
- 3 計画の期間……………
- 4 計画の対象……………

第2章 本市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況

- 1 人口・世帯等……………
- 2 子育て支援サービスの状況……………
- 3 子ども・子育て家庭を取り巻く環境の変化……………
- 4 子育てをめぐる状況と課題(ニーズ調査より)……………

第3章 計画の考え方

- 1 基本理念……………
- 2 基本的視点……………

第2部 各論

第4章 計画の内容

- 1 子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項……………
- 2 子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項……………

第5章 施策・事業の展開

- 1 計画の体系……………
- 2 施策・事業の展開……………

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進体制……………
- 2 計画の進行管理……………

資料編

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭の増加などにより、待機児童が増加しています。

このような状況に対応し、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが重要です。質の高い教育・保育の安定的な提供や地域における子ども・子育て支援の充実を図ることにより、全ての子どもが健やかに成長することができる社会に寄与することが必要とされています。

そこで、国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を始めとする、「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年度から子ども・子育て支援新制度をスタートすることと決定しました。そして、区市町村は、この新制度を円滑に実施するための「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが必要となりました。

本市では、これまでも「次世代育成支援対策推進法」に基づき「行田市次世代育成支援行動計画（平成17年度から平成26年度）」を策定し、分野横断的に子育て支援策を展開し、子どもを生み育てやすいまちづくりを推進してきました。

そこで、新たな子ども・子育て支援制度を円滑に実施するとともに、これまでに本市が取り組んできた、子どもの視点を大切にした次世代育成支援を推進していくことを目的として、新たに「行田市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成26年度に終了となる「行田市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を引き継ぎ、今後の子ども・子育て支援施策の方向性や目標を定めるとともに、「子ども・子育て支援法」（第61条）に基づき、市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施に向けた事業計画を定めるものです。

本計画は、市のあらゆる分野で子育て支援策を展開し、子どもを生み育てやすいまちづくりを推進していくための指針となるものです。また、上位計画である「第5次行田市総合振興計画」やその他の各種関連計画との整合性を持ったものとしています。

3 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜見直しができるものとします。

4 計画の対象

本計画の対象は、子どもとその家庭を中心に、地域や事業所、関係団体、行政機関など、地域を構成するすべての個人と団体としています。また、本計画では、「子ども」の年齢を18歳未満とします。

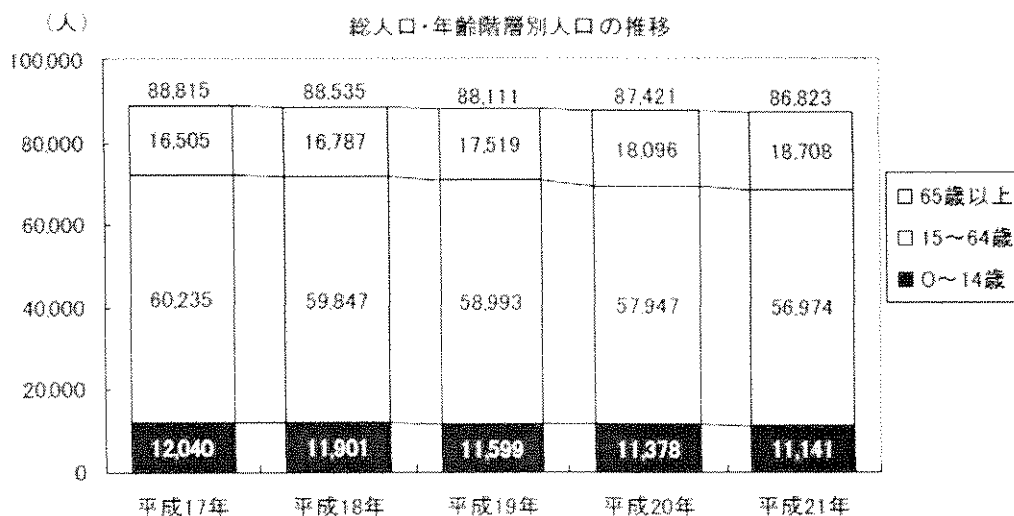
第2章 本市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況

1 人口・世帯等

(1) 総人口・年齢階層別人口の推移と推計

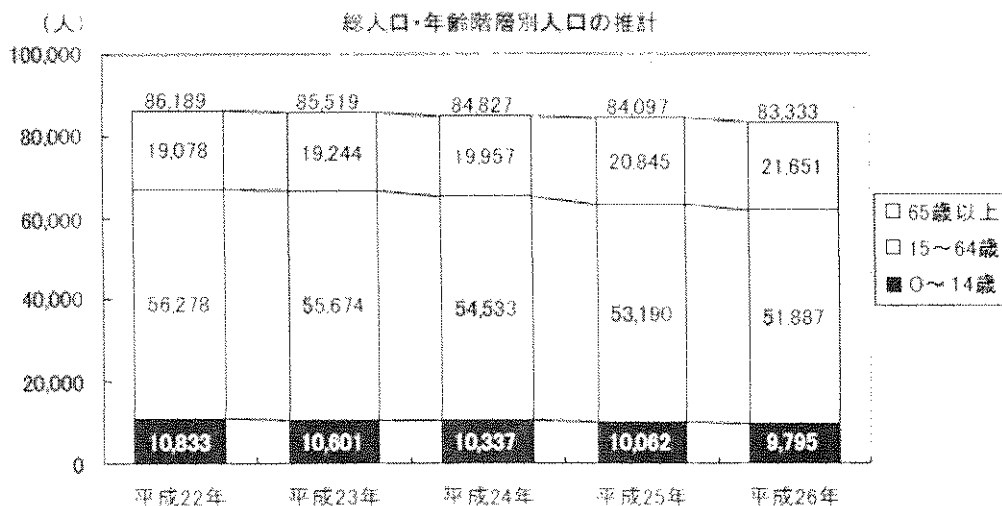
本市の人口は、平成17年の88,815人から、平成21年にかけて減少傾向となっています。

年齢階層別に見ると、65歳以上の高齢者人口が大幅に増加している一方で、15～64歳の生産年齢人口及び14歳以下の年少人口は、平成17年から減少傾向となっています。



(資料：平成17年：国勢調査（旧南河原村含む）／平成18年～21年：住民基本台帳 各年4月1日現在）

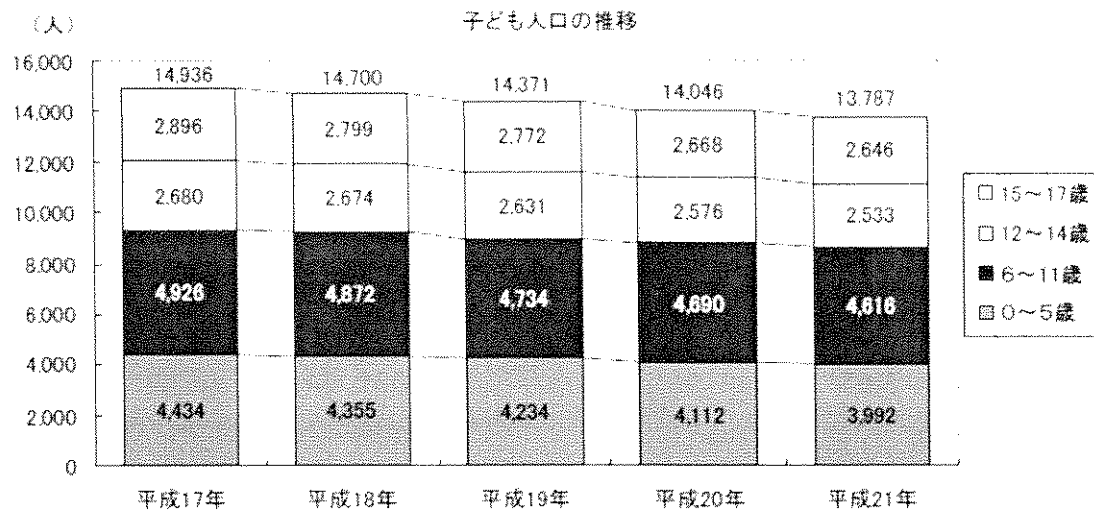
総人口の推計では、平成26年に向けて15～64歳の生産年齢人口及び14歳以下の年少人口が引き続き減少傾向となることが見込まれます。



(資料：健康福祉部)

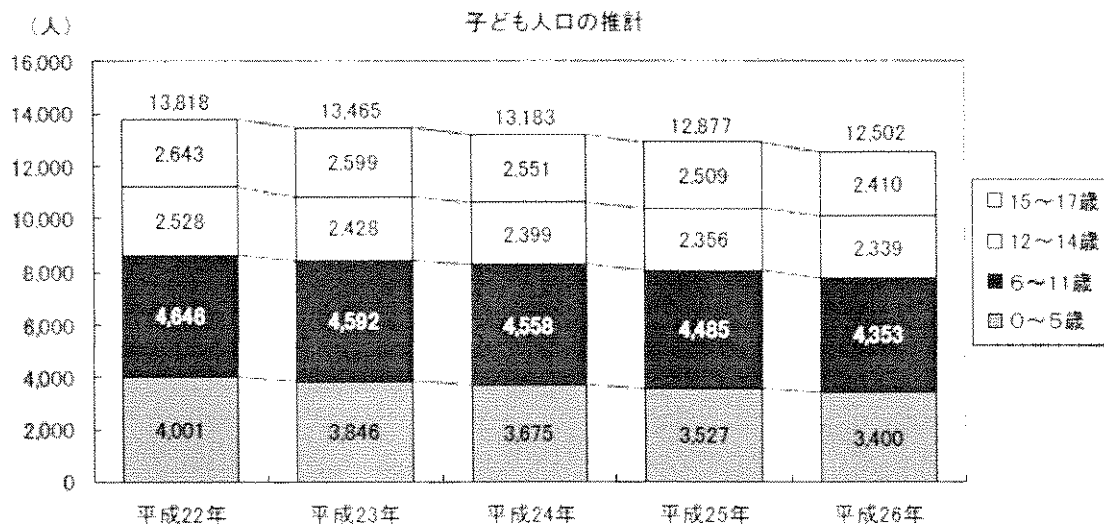
(2) 子ども人口の推移と推計

本市の子ども（18歳未満）人口の推移は、平成17年の14,936人から、平成21年に向けて減少傾向となっています。



（資料：平成17年：国勢調査（旧南河原村含む）／平成18年～21年：住民基本台帳（各年4月1日現在））

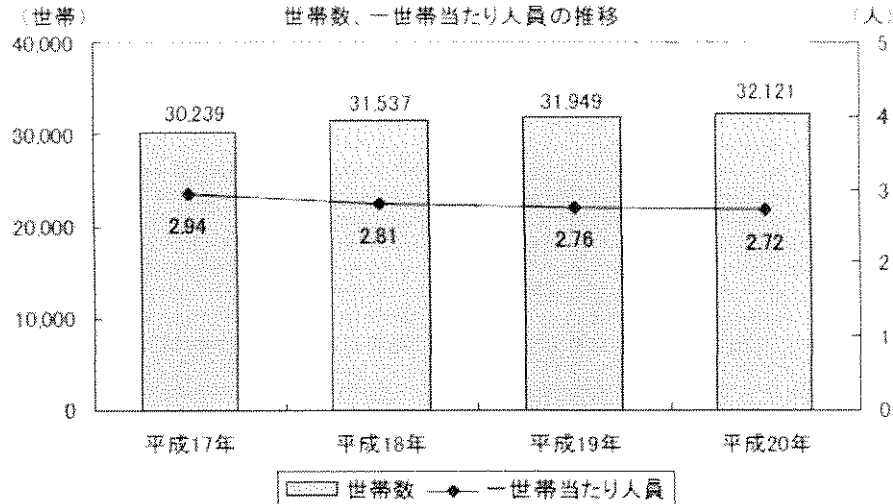
子ども人口の推計では、平成26年に向けて引き続き減少傾向となることが見込まれます。



（資料：健康福祉部）

(3) 世帯の状況

本市の世帯数は、平成17年の30,239世帯から平成20年には32,121世帯へと増加しています。一方、一世帯当たりの人員は平成17年の2.94人から、平成20年には2.72人へと減少しています。



(資料 平成17年 国勢調査(旧南河原町含む) / 平成18年～20年 早市町村課 各年4月1日現在)

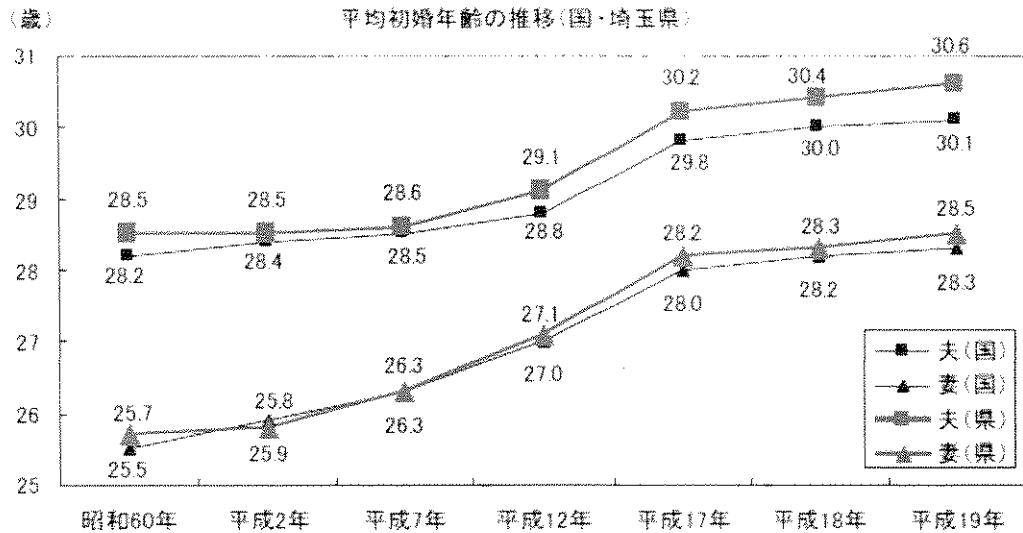
世帯別人員の推移

世帯別人員	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	世帯数 (世帯)	構成割合 (%)	世帯数 (世帯)	構成割合 (%)	世帯数 (世帯)	構成割合 (%)	世帯数 (世帯)	構成割合 (%)	世帯数 (世帯)	構成割合 (%)
1人	2,516	11.5	3,337	14.0	3,625	14.1	4,559	16.4	5,604	19.3
2人	3,086	14.1	3,817	16.0	4,937	19.2	6,388	23.0	7,367	25.4
3人	4,152	19.0	4,521	18.9	5,382	20.9	6,090	22.0	6,518	22.5
4人	6,418	29.4	6,633	27.8	6,489	25.2	6,329	22.8	5,794	20.0
5人	3,079	14.1	3,041	12.7	2,843	11.1	2,490	9.0	2,242	7.7
6人	1,678	7.7	1,666	7.0	1,594	6.2	1,297	4.7	1,039	3.6
7人	703	3.2	687	2.9	689	2.7	494	1.8	349	1.2
8人	158	0.7	153	0.6	126	0.5	78	0.3	60	0.2
9人	34	0.2	28	0.1	26	0.1	15	0.0	17	0.1
10人以上	11	0.1	12	0.0	6	0.0	4	0.0	9	0.0
合計	21,835	100.0	23,895	100.0	25,717	100.0	27,744	100.0	28,999	100.0

(資料：国勢調査 不明は除く)

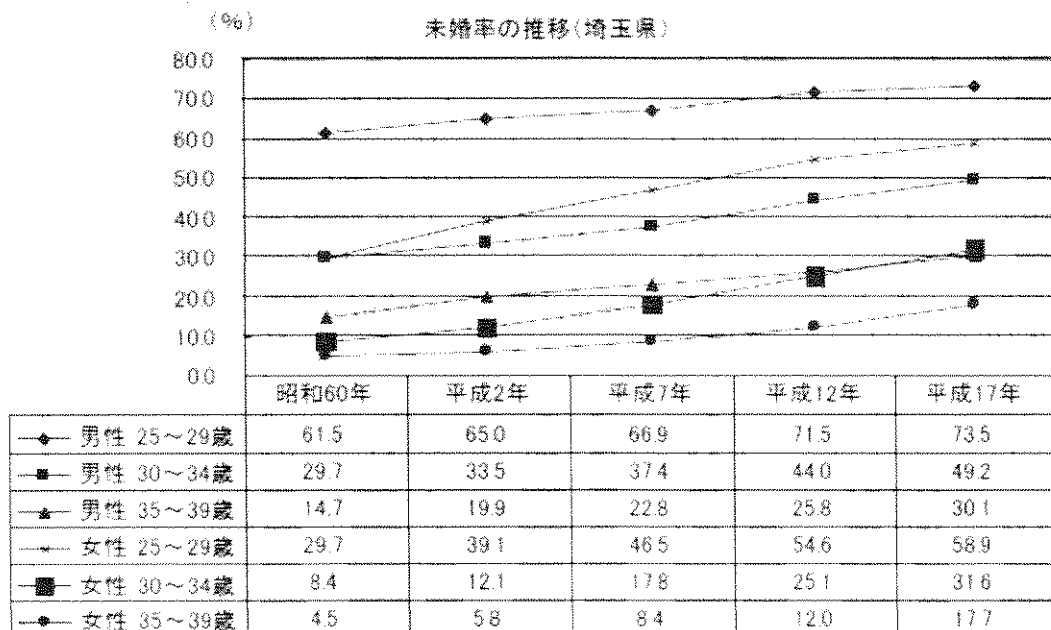
(4) 平均初婚年齢の推移(国・埼玉県)

一般に、少子化の要因としては、価値観の多様化などを背景とした「晩婚化」や「未婚率の上昇」が挙げられています。国と県の平均初婚年齢の推移を見ると、男女ともに上昇しています。平成19年では、埼玉県で夫30.6歳、妻28.5歳となっています。



(5) 未婚率の推移(埼玉県)

埼玉県の未婚率の推移を見ると、男女とも、すべての年齢層で上昇しています。

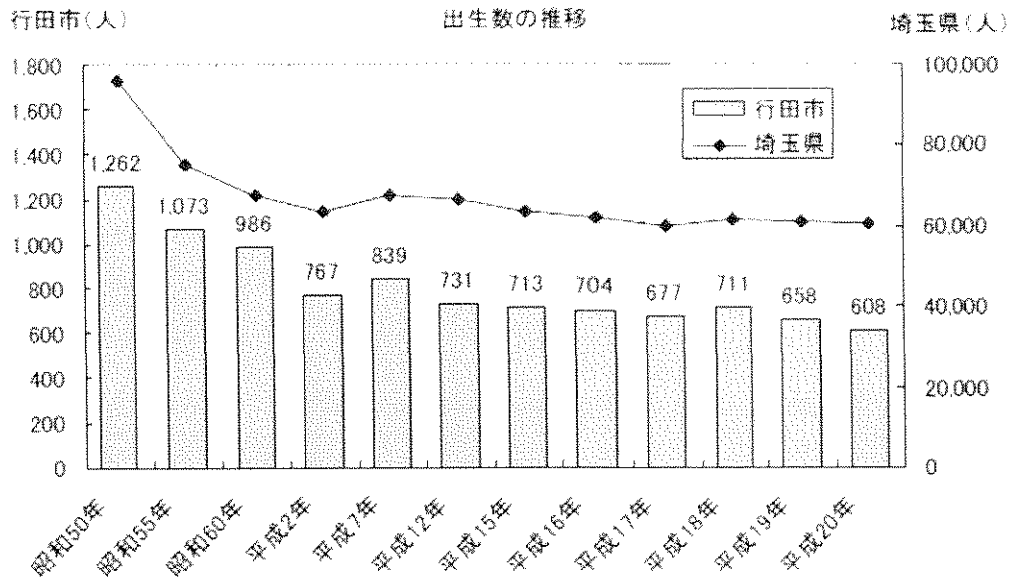


※数値は、各集団それぞれを100としたとき、結婚していない人の割合(%)を示しています。

(資料：国勢調査)

(6) 出生率の推移

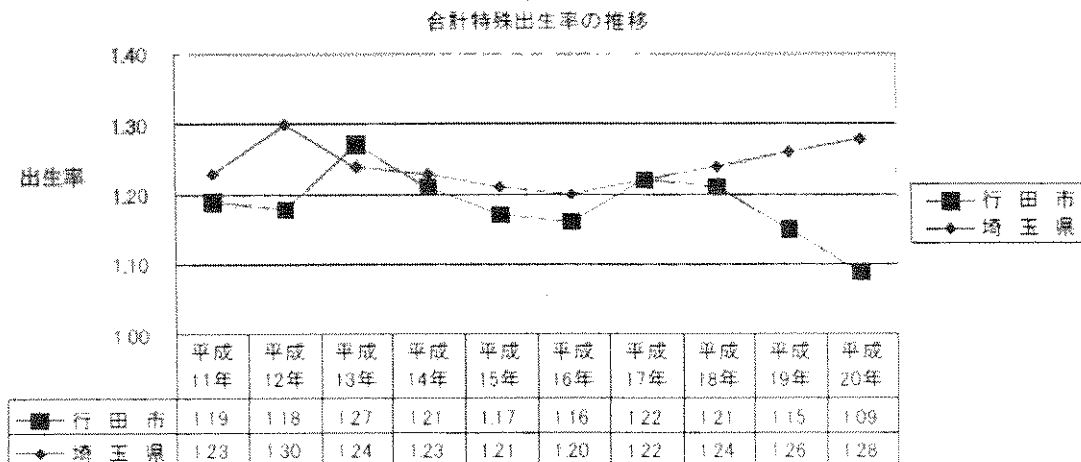
本市の出生数は、昭和 50 年頃を境に減少を続けています。平成 20 年の出生数は、608 人となっています。



(資料：加須保健所事業費(平成21年度版))

(7) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、ここ数年 1.20 前後で推移していますが、埼玉県平均を下回る傾向が続いています。また、平成 20 年は 1.09 に落ち込み、減少に歯止めをかける必要があります。



(資料：埼玉県保健統計年報(人口動態))

2 子育て支援サービスの状況

(1) 認可保育園の状況

平成21年4月現在、市内には認可保育園が12カ所（公立3・私立9）あります。定員数1,130名に対して、園児数は1,212名（公立225名・私立987名）となっています。

保育園（公立3・私立9）			（平成21年4月1日現在）	
保育園名	公・私	受入年齢	定員（名）	園児数（名）
持田保育園	公	生後6ヵ月～	90	83
長野保育園	公	生後6ヵ月～	90	83
南河原保育園	公	生後6ヵ月～	60	59
若葉保育園	私	生後4ヵ月～	150	167
和光保育園	私	生後6ヵ月～	130	137
白鳩保育園	私	生後2ヵ月～	60	69
ホザナ保育園	私	生後3ヵ月～	100	115
太井保育園	私	生後2ヵ月～	90	102
太田保育園	私	生後2ヵ月～	120	132
小羊チャイルドセンター	私	生後2ヵ月～	60	68
埼玉保育園	私	生後6ヵ月～	90	100
行田保育園	私	生後6ヵ月～	90	97
計			1,130	1,212

（資料：子育て支援課）

(2) 幼稚園の状況

平成21年4月現在、市内には幼稚園が8カ所（私立）あります。定員数2,285名に対して、園児数は1,450名となっています。

幼稚園（全て私立）			（平成21年4月1日現在）	
保育園名	公・私	受入年齢	定員（名）	園児数（名）
ホザナ幼稚園	私	3～5歳	175	52
老本幼稚園	私	3～5歳	520	234
富士見ヶ丘幼稚園	私	3～5歳	140	101
やなぎ幼稚園	私	3～5歳	280	350
やごう幼稚園	私	3～5歳	320	244
まつたけ幼稚園	私	3～5歳	320	272
行田幼稚園	私	3～5歳	210	107
南河原幼稚園	私	3～5歳	320	90
計			2,285	1,450

（資料：子育て支援課）

《計画書イメージ》

(3) 家庭保育室の状況

平成 21 年 4 月現在、市内には家庭保育室が 2 ヲ所（私立）あります。定員は合わせて 7 名で、4 月末現在の延べ利用児童数は合計 3 名となっています。

家庭保育室（全て私立）		（平成21年4月）		
保育室名	公・私	受入年齢	定員（名）	児童数（名）
長澤家庭保育室	私	生後6週間～2歳未満の児童	4	延べ3
あゆみ保育園	私	生後6週間～2歳未満の児童	3	0

（資料：子育て支援課）

(4) 病児・病後児保育所の状況

平成 21 年 4 月現在、市内には病児・病後児保育所が 1 ヲ所（私立）あります。定員は 4 名で、4 月末現在の延べ利用児童数は 45 名となっています。

病児・病後児保育所（私立）		（平成21年4月）		
保育室名	公・私	受入年齢	定員（名）	児童数（名）
げんきキッズ	私	小学校3年生までの児童	4（最大6）	延べ45

（資料：子育て支援課）

(5) ショートステイ・トワイライトステイの状況

平成 21 年 4 月現在、市内にはショートステイ及びトワイライトステイの実施設が各々 2 ヲ所（私立）あります。定員はショートステイが合わせて 7 名、トワイライトステイも合わせて 7 名です。4 月末現在の延べ利用児童数はショートステイが合計 17 名、トワイライトステイが合計 18 名となっています。

ショートステイ（原則7日以内）（全て私立）		（平成21年4月）		
施設名	公・私	受入年齢	定員（名）	児童数（名）
長澤家庭保育室	私	生後6週間～2歳未満の児童	4	延べ2
児童養護施設「ケヤキホーム」	私	2歳～18歳未満の児童	3	延べ15

（資料：子育て支援課）

トワイライトステイ（原則6ヵ月以内・午後10時まで）（全て私立）		（平成21年4月）		
施設名	公・私	受入年齢	定員（名）	児童数（名）
長澤家庭保育室	私	生後6週間～2歳未満の児童	4	0
児童養護施設「ケヤキホーム」	私	2歳～18歳未満の児童	3	延べ18

（資料：子育て支援課）

(6) 地域子育て支援拠点施設の状況

平成 21 年 4 月現在、市内には子育て支援センターが 3 か所、つどいの広場が 5 か所あります。子育て親子が自由に遊び、交流できる場を提供するほか、子育てに関する相談や市が実施する子育て支援サービスの情報提供を行っています。

子育て支援センター (平成21年4月1日現在)			
施設名	対象	開設日	開設時間
はすのこ (児童センター併設)	0歳～就学前の児童の親子	月・火・木・金・日曜日及び第3日曜日の前日の土曜日(国民の祝日を除く)	午前10時～午後5時30分
なごみ (和光保育園併設)	0歳～就学前の児童の親子	・遊びの広場 月・水・金曜日 ・子育て相談 月・水・金曜日 火・木曜日	午前9時30分～午前11時30分 午後1時～午後4時 午前9時～午後4時
太井保育園併設	0歳～就学前の児童の親子	・子育て談話室 火・木曜日 ・育児相談 月～金曜日	午前10時～午後4時 (正午～午後1時を除く) 午前10時～午後4時

つどいの広場 (平成21年4月1日現在)			
施設名	対象	開設日	開設時間
みなみ (南学童保育室)	おおむね3歳未満の児童の親子	月・水・金曜日 (国民の祝日を除く)	午前9時～午後2時
ひがし (東学童保育室)		月・水・金曜日 (国民の祝日を除く)	
みなみかわら (旧南河原学童保育室)		月・水・金曜日 (国民の祝日を除く)	
さくら (さくら学童保育室)		火・木・土曜日 (国民の祝日を除く)	
さきたま (埼玉学童保育室)		火・水・木曜日 (国民の祝日を除く)	

(資料：子育て支援課)

(7) その他子育て相談事業の状況

平成 21 年 4 月現在、市内におけるその他の子育て相談事業として 3 事業を行っています。子どもに関する悩みや子どもの発達上の問題、不登校や非行などについて、家庭児童相談員が相談をお受けする家庭児童相談室や保健師による育児相談(あいあい教室)、子育ての悩みや不安を仲間同士で話し合う子育て談話室(たんぼぼ)など、子育て親子が交流できる場や身近に相談できる場を提供しています。

(平成21年4月1日現在)				
事業名	対象	開催日	場所	開設時間
家庭児童相談室	18歳未満の児童の保護者等	月～金曜日	子育て支援課内	午前8時30分～午後4時 (正午～午後1時を除く)
あいあい教室	生後5ヵ月～生後7ヵ月の児童の親子	開催日は年度ごとに決定 (月6コース・各2回)	・1回目) 保健センター ・2回目) つどいの広場 みなみかわら	午前10時～午前11時30分
子育て談話室 (たんぼぼ)	子育て中の親子	開催日は年度ごとに決定 隔月1回	総合福祉会館	午後10時～午前11時45分

(資料：子育て支援課)

(8) 学童保育の状況

①公立・民間学童保育室

平成 21 年 4 月現在、市内には学童保育室が 14 ヲ所（公立 12・民間 2）あります。定員数 619 名に対して、利用児童数は 579 名（公立 533 名・民間 46 名）となっています。

学童保育		(平成21年4月1日現在)		
施設名	場所	公・民	定員(名)	児童数(名)
中央学童保育室	中央小学校内	公	60	54
西学童保育室	西小学校内	公	70	69
東学童保育室	東小学校内	公	60	56
北学童保育室	谷郷2486-3	公	46	46
さくら学童保育室	桜ヶ丘小学校内	公	45	45
南学童保育室	南小学校内	公	44	41
太田西学童保育室	太田西小学校内	公	40	39
泉太井学童保育室	泉小学校内	公	55	49
埼玉学童保育室	埼玉小学校内	公	40	35
南河原学童保育室	南河原支所内	公	50	50
下忍学童保育室	下忍小学校内	公	30	23
荒木学童保育室	荒木小学校内	公	30	26
荒木学童クラブ	荒木2048-2	民	19	16
太井学童保育室	棚田町1-58-10	民	30	30
計			619	579

(資料：子育て支援課)

②特別支援学校学童保育室

平成 21 年 4 月現在、市内には 1 ヲ所の特別支援学校学童保育室（民間）があります。定員数 20 名に対して、利用児童数は 20 名となっています。

特別支援学校学童保育室		(平成21年4月1日現在)		
施設名	場所	公・民	定員(名)	児童数(名)
学童保育室きらきら	栄町22-5	民	20	20

(資料：子育て支援課)

(9) ファミリー・サポート・センターの状況

平成 21 年 4 月現在、市内にはファミリー・サポート・センターが 1 カ所あります。育児の援助を受けたい方や育児の援助を行いたい方を会員として、会員間による育児の相互援助活動を支援しています。4 月末現在の会員数は 325 名で、延べ利用者数は 45 名となっています。

ファミリー・サポート・センター		(平成21年4月)	
施設名	対象	援助時間等	利用者数(名)
ファミリー・サポート・センター	生後6ヵ月以上12歳までの児童の親子	午前7時～午後7時(土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)	延べ45

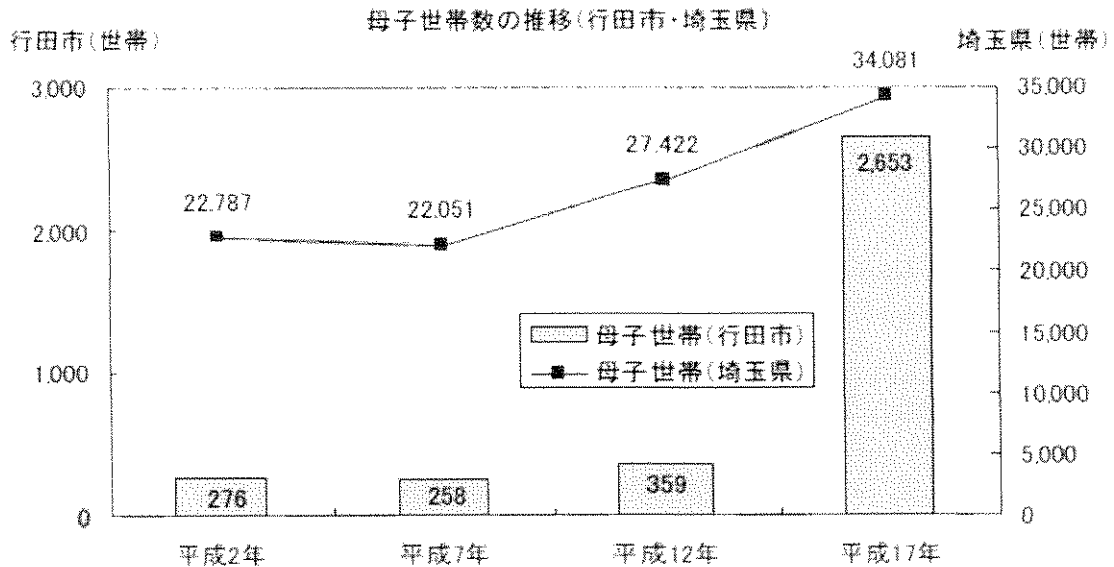
(資料：子育て支援課)

3 子ども・子育て家庭を取り巻く環境の変化

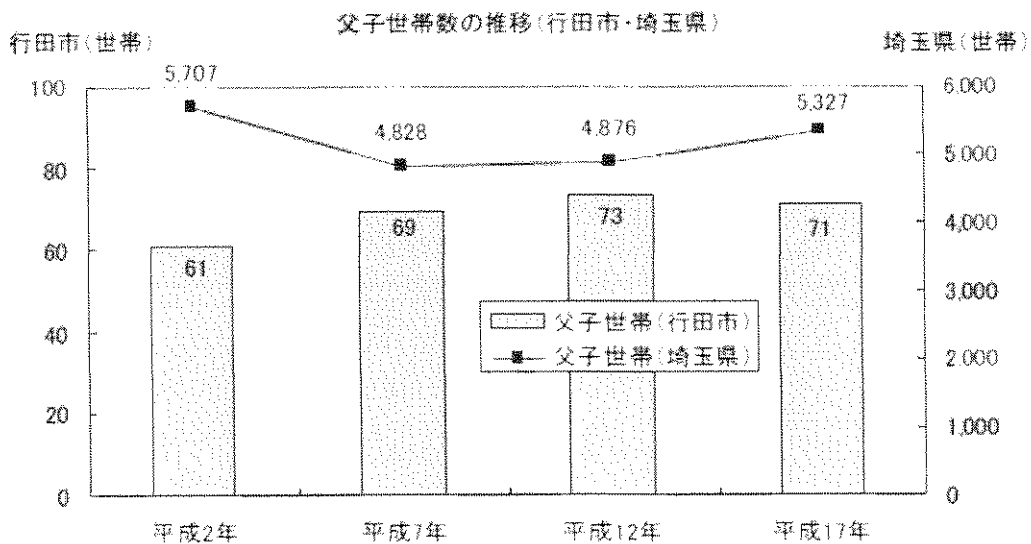
(1) 母子・父子家庭の世帯数の推移

本市の母子家庭の世帯数は、平成12年までは横ばいでしたが、平成17年には埼玉県の増加率を大幅に上回り、平成12年の7.4倍の2,653世帯となっています。

また、父子家庭の世帯数は、ほぼ横ばい状態が続いています。



(資料：国勢調査)

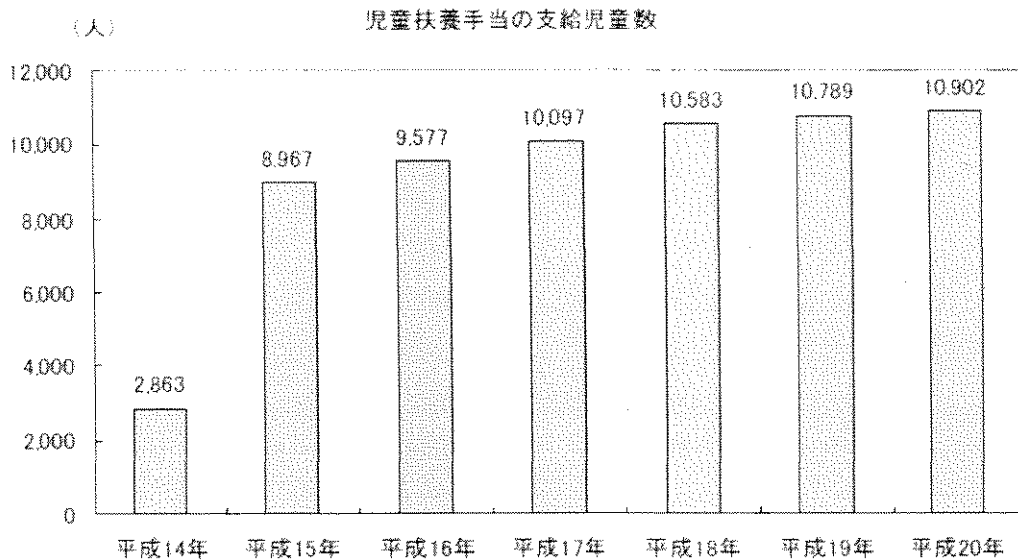


(資料：国勢調査)

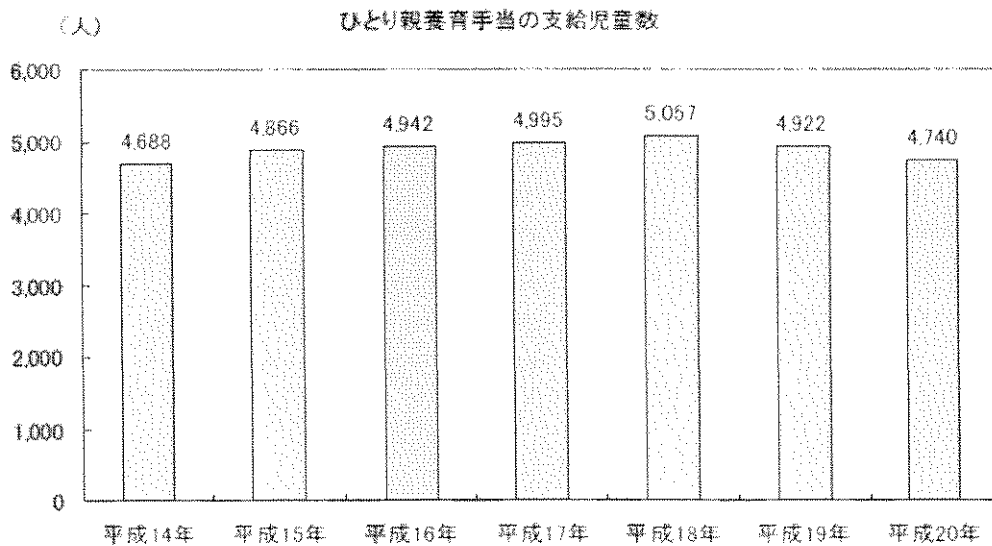
(2) 児童扶養手当・ひとり親養育手当の支給児童数の推移

本市の児童扶養手当の支給児童数は、平成 15 年に対前年度 3.1 倍の 8,967 人に大幅に増加し、以降増加傾向にあります。

また、本市のひとり親養育手当の支給児童数は、ほぼ横ばい状態が続いています。



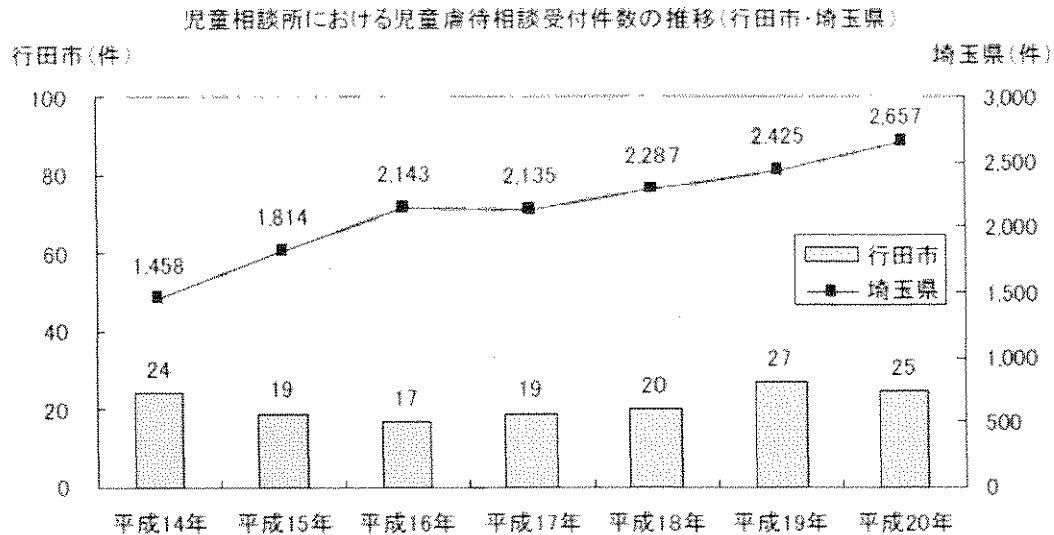
(資料：行田市主要施策の成果報告書)



(資料：行田市主要施策の成果報告書)

(3) 児童虐待相談受付件数の推移

熊谷児童相談所で受け付けた本市内の児童虐待相談件数は、平成 17 年度から増加傾向にあります。子どもたちを虐待から守るために、虐待の未然防止・早期発見・早期対応が重要となっています。



(資料：埼玉県福祉部子ども安全課統計資料)

4 子育てをめぐる状況と課題（ニーズ調査より）

本市では、本計画策定の資料とするため、子育ての実態や保護者の意向などを把握することを目的に、2種類のニーズ調査（アンケート調査）を平成26年1月に実施しました。

調査から浮かび上がる子育てをめぐる状況と課題について、以下に記します。

調査対象（無作為抽出）	配布数	回収数	回収率
市内在住の就学前の子どものいる保護者	1,800	874	48.6%
市内在住の小学校1～3年生の子どものいる保護者	488	348	71.3%

（1）親の就労をめぐる状況

①保護者の就労状況

②母親の就労希望

③母親が就労していない理由

（2）家庭をめぐる状況

①子育てに関して悩んでいること

※虐待に関する設問をとりあげるかどうか。

（3）子育て支援サービスをめぐる状況

①子育て支援サービスの認知度・利用度（就学前児童保護者）

②子育て支援サービスの認知度・利用度（小学生児童保護者）

第3章 計画の考え方

1 基本理念

男女ともに働き方も含めたライフスタイルやライフサイクルの多様化が進むにつれ、晩婚化や未婚率も上昇しています。少子化の理由としては、こうした生き方の変化に加え、もう一つ大きな要因として、子育てへの不安の増大が挙げられます。

このような中、子どもを安心して生み育てられる社会の構築に向け、家庭・学校・値域・企業・行政など本市のすべての人が、温かい交流・連帯によるコミュニティ意識のもと、子どもの視点を大切にしながら子どもの社会性の向上や自立を支援し、かつ子育てにともなうよろこびを共有できるよう、基本理念を次の通り定め、計画を推進します。

子どもと親が笑顔で安心してくらせるまち ぎょうだ

2 基本的視点

本計画は、次の3つを基本的視点とします。

① 子どもの視点を大切にし、社会性の向上や自立を支援します。

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在であるとともに、次代の社会を支える重要な役割を担っています。

子育てに関わる施策により、大きく影響を受けるのは子ども自身であることから、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。

子どもの視点を大切にし、子どもが豊かな心とたくましく生きる力を育みながら成長し、自立できるよう支援します。

② 子育てにともなうよろこびが実感できるよう支援します。

子どもの健やかな成長にとって、親やその他の保護者の果たす役割は重要なものです。

しかし、親やその他の保護者が子育てに自信を持てなかったり、自覚や責任に欠けたり、母親に負担が大きくなるなどの状況があります。

親やその他の保護者が子育ての第一義的責任を有するということを改めて認識し、協力して助け合いながら子育てにともなうよろこびが実感できるよう支援します。

③ 地域で、子育て家庭を支えあえるよう支援します。

子どもがのびのびと育つ地域社会とするためには、子どもが安全・安心に過ごすことができ、子育て家庭が子育てしやすい環境の整備が必要です。

これからの世代を担う子どもたちの成長を、温かい交流・連帯によるコミュニティ意識のもとに、地域全体で支えあうことができるよう支援します。

第2部 各論

第4章 計画の内容

1 子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項

- (1) 教育・保育提供区域の設定
- (2) 幼児期の教育・保育
- (3) 地域子ども・子育て支援事業
- (4) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

2 子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項

- (1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- (2) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
- (3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

第5章 施策・事業の展開

1 施策の体系

大項目(節)	中項目(項)	施策名
1. 地域における子育ての支援	1-1 身近な子育て支援体制の充実	(1) 身近な相談体制、子育て支援団体の育成支援
		(2) 地域子育て支援拠点事業(ひろば型・センター型・児童館型)の推進
		(3) 情報提供の充実
		(4) 情報ネットワーク体制の整備
	1-2 子育て支援サービスの充実	(1) ファミリー・サポート・センター事業の推進
		(2) 放課後児童健全育成(学童保育)の充実
		(3) ショートステイ事業の推進
		(4) トワイライトステイ事業の推進
		(5) 病児・病後児保育事業の充実
		(6) 一時預かり事業の推進
	1-3 保育所サービスの充実	(1) 通常保育の充実
		(2) 延長保育の充実
		(3) 多機能型保育所の整備
		(4) 家庭保育室の運営支援
		(5) 保育士の配置と研修制度の充実
		(6) 保育料優遇措置の推進
		(7) 公立保育所のあり方の検討
	1-4 児童の健全育成	(1) 児童センター事業の充実
		(2) 地域ぐるみの児童健全育成体制の整備
		(3) 総合的なスポーツ等の環境整備の推進
		(4) 世代間交流事業の推進
2. 子どもの健康増進	2-1 子どもや母親の健康の確保	(1) 子どもと母親の健康支援機能の充実
		(2) 妊娠・出産の安全の確保
		(3) 乳幼児健康診査の充実
		(4) 予防接種事業の推進
		(5) 子育て相談体制の充実
		(6) 親同士のふれあい・相談の場の提供
		(7) 子ども医療費の助成
		(8) 小児医療の充実
	2-2 思春期保健対策の充実	(1) 健康教育事業の推進 (2) 思春期相談の推進
	2-3 食育の推進	(1) 食育事業の推進 (2) 離乳食集団指導 (3) 個別栄養相談
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境等の整備	3-1 次代の親の育成	(1) 男女が共同して家事育児に参画できる社会環境づくりの推進 (2) 乳幼児とふれあう場づくりの推進
	3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	(1) 教育環境の充実
		(2) 寺子屋事業(未来を担う子どもの育成事業)
		(3) 浮き城のまち人づくり教育特区の推進
		(4) 「古代蓮の里ぎょうだ」のびのび英語教育特区の推進
		(5) きれいな日本語教育の推進、国語力向上の推進
		(6) 子どもの健やかな体の育成支援
		(7) 豊かな心を育むための相談体系の整備
		(8) 学校評議員制度の活用
		(9) 校外指導の実施
		(10) 幼稚園・保育所・小学校の連携
		(11) 幼稚園就園奨励費補助事業の推進
	3-3 家庭や地域の教育力の向上	(1) 家庭教育の推進
		(2) 地域の教育力の向上
		(3) 自然の保護と情操教育、自然観察等への活用
		(4) スポーツ・レクリエーション事業の充実
		(5) 地域スポーツクラブの育成
		(6) スポーツ指導者の育成
		(7) 開かれた学校づくりの推進
		(8) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

《計画書イメージ》

大項目(節)	中項目(項)	施策名
4. 子育てを支援する生活環境の整備	4-1 良好な居住環境の整備	(1) 子育て家庭の住居確保に向けた市営住宅の整備
		(2) 勤労者住宅資金貸付制度の実施
	4-2 子育て・子育てにやさしいまちづくりの推進	(1) 行田市ユニバーサルデザイン指針に基づく事業の推進
		(2) 公共施設のバリアフリー化の推進
		(3) 公園、子ども広場の整備
		(4) 子育て・子育てにやさしい歩道整備
5. 職業生活と家庭生活との調和の推進	5-1 仕事と子育ての調和支援	(5) 防犯灯の設置支援
		(6) 子育てにやさしいまちの情報提供体制の整備
		(1) 男女が共同して家事育児に参画できる職場環境づくりの推進
		(2) 労働条件の改善促進
		(3) 育児休業制度のPRと活用の促進
6. 子どもの安全確保	6-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	(4) 再雇用・再就労の促進、就業に関する相談情報提供の充実
		(5) 企業内保育施設等の充実・支援
		(1) 交通安全教育の実施
	6-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	(2) 交通安全意識の醸成
		(3) 交通事故防止活動の推進
		(1) 防犯意識の啓発
7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	7-1 児童虐待防止対策の充実	(2) 防犯教育の実施
		(3) 防犯活動の推進
		(4) 防犯ボランティア活動の支援
		(5) 防犯ネットワークの充実
		(6) 被害にあった子どもの保護
		(1) 「行田市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例」の周知徹底
	7-2 ひとり親家庭の自立支援の推進	(2) 「児童の権利に関する条例」の周知徹底
		(3) 虐待防止ネットワーク会議等の実施
		(4) 虐待ハイリスク者の早期発見・対応の推進
	7-3 障害児施策の充実	(5) 家庭児童相談室の設置
		(6) 虐待に関する相談体制の充実
		(1) 就労・自立の促進
		(2) ひとり親家庭への医療費助成
		(3) ひとり親家庭等児童養育手当の支給
		(1) 行田市障害者計画の推進
		(2) 障害の早期発見・対応
		(3) 児童デイサービスの実施
		(4) 在宅福祉サービスの推進
		(5) 特別支援教育の推進
		(6) 学童保育質への障害児の受入れ体制の整備
		(7) 各種障害児手当・助成制度の普及・啓発
		(8) 子どもに適した療育・保育・教育の選択に向けた支援

2 施策・事業の展開

第1節 地域における子育ての推進

1-1 身近な子育て支援体制の充実

【現状と課題】

※中項目（項）を取り巻く現状と課題について記載。

【取組みの方向性】

①身近な相談体制、子育て支援団体の育成支援

- ・民生委員・児童委員連合会による、身近に相談できる場として、子育て談話室「たんぼぼ」の充実を図ります。

②地域子育て支援拠点事業の推進

・

③情報提供の充実

・

④情報ネットワーク体制の整備

・

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

2 計画の進行管理